令和６年度
多摩・島しょ広域連携活動助成事業の検証について

令和７年３月

東京都市長会

目次

はじめに～「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

１　事業実績・・・5

２　論点整理と考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

３　本助成事業の効果と継続の必要性（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

４　子ども体験塾の新規事業数について（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

５　同一市町村連携組織ごとの申請上限の妥当性について（論点と方向性）・・・・・・・・・12

６　助成上限額の妥当性（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

７　助成期間終了後の実態把握について（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

８　事業区分の妥当性（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

９　事業審査体制の妥当性（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

10　好事例の共有と横展開に向けた手法の改善（論点と方向性）・・・・・・・・・・・・・・17

11　今後の事業の方向性（主要変更点まとめ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

おわりに～さらなる自治体間の連携を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

参考資料・・19

はじめに～「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」について

多摩･島しょ広域連携活動助成事業とは、平成 17 年度の市長会政策提言「次世代を担う子どもたちの育成～多摩子ども体験塾への招待状～」と、平成 18 年度の市長会政策提言「広域連携の勧め～多摩の魅力を高める 18 の連携～」に基づき創設された助成制度を、平成 21 年度に統合したものである。

その後、３年ごとの事業検証を通じ、随時内容などの改善を図りながら、本助成事業を継続実施している。

（１） 事業の概要

現行制度の事業概要は表１のとおりである。なお、本稿中、「審査会」とは、市町村共同事業助成金審査会をいい、「選定委員会」とは、市町村共同事業助成事業選定委員会をいう。

表１：多摩・島しょ広域連携活動助成事業の概要

名称	多摩・島しょ広域連携活動助成事業
目的	多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、あるいは既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流及び人材育成、ひいては多摩・島しょの魅力を高める。
助成対象者	連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。）とする（企業、学校、ＮＰＯ等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。）。
助成対象事業	連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村が企画・立案し、独自性が表れたもの、かつ連携組織が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、東京都市長会会長が必要と認める事業とする。[施設整備等に係る経費、備品購入費（観光振興連携活動における特例を除く）及び連携組織の構成団体の職員人件費は助成対象外とする。] 【事業区分】 （１）子ども体験塾：多摩・島しょの魅力を高める事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業〔助成年限：制限なし〕 （２）一般連携活動：多摩・島しょの魅力を高める事業のうち、子ども体験塾及び観光振興に資する事業を除く事業〔助成年限：５年〕 （３）観光振興連携活動：多摩･島しょの魅力を高める事業であって、多摩・島しょ地域の観光振興に資する事業〔助成年限：５年〕 ※（３）については、事業期間全体の事業計画を策定すること。

（２）これまでの主な事業検証

平成 19 年度以降の事業検証で改善してきた点をまとめたものが表２である。

表２：事業の主な改善点

時期	概要など
平成 19 年度	市町村共同事業として事業を開始
平成 21 年度	（事業検証による変更）規定のブロックにとらわれない連携も補助対象とする
平成 24 年度	（事業検証による変更）子ども体験塾の補助期間延長、補助率変更
平成 27 年度	（事業検証による変更）一般連携活動の助成年限を延長、審査会委員として学識経験者の追加
平成 28 年度	（政策提言の具体化による変更）観光振興連携活動区分を新設
平成 30 年度	（事業検証による変更）PDCA サイクルによる事業評価の厳格化
令和 3 年度	（事業検証による変更）事業評価の共有促進、助成対象の団体を通じて、区市町村振興助成事業である「宝くじ」の PR について協力を行う

１　事業実績

過去５年間の助成実績（決算）及び令和６年度の交付決定額をまとめたものが表３である。

表３：過去５年間の助成実績（決算）及び令和６年度の交付決定額

事業区分	一般連携活動		観光振興連携活動		子ども体験塾		助成額計（円）	助成組織（事業）計
	実績額（円）	組織（事業）	実績額（円）	組織（事業）	実績額（円）	組織（事業）		
令和元年度	83,759,767	20 組織（20）件	57,907,575	11 組織（11）件	101,562,911	21 組織（23）件	243,230,253	52 組織（54）件
令和２年度	39,536,718	21 組織（21）件	33,373,642	11 組織（11）件	2,184,476	21 組織（22）件	75,094,836	53 組織（54）件
令和３年度	86,177,859	23 組織（23）件	53,385,821	12 組織（12）件	41,808,094	19 組織（20）件	181,371,774	54 組織（55）件
令和４年度	58,822,132	17 組織（17）件	49,565,394	13 組織（13）件	54,596,378	20 組織（21）件	162,983,904	50 組織（51）件
令和５年度	51,532,557	14 組織（14）件	24,101,269	5 組織（5）件	83,593,079	19 組織（20）件	159,226,905	38 組織（39）件
令和６年度	59,106,738	14 組織（14）件	33,386,336	8 組織（8）件	87,167,550	18 組織（19）件	179,660,624	40 組織（41）件

※　事業数には新型コロナウイルス感染症等によって中止した事業を含む。

（1） 事業制度全体について

団体数は、令和５年度に事業数が大きく減少した。これは、観光振興連携活動（後述）について、平成30年度の事業創設から５年の助成年限を迎えたことに伴うものである。

助成額は、令和２年度、新型コロナウイルス感染症の影響から、連携組織の事業中止・縮小に伴い減少した。令和３年度以降は、令和元年度の水準には至らないものの、単一自治体では実施困難な規模の事業を後押しするなど、市町村が共同で行う事業を財政面から支援しているほか、自治体間の職員交流の促進にもつながっている。

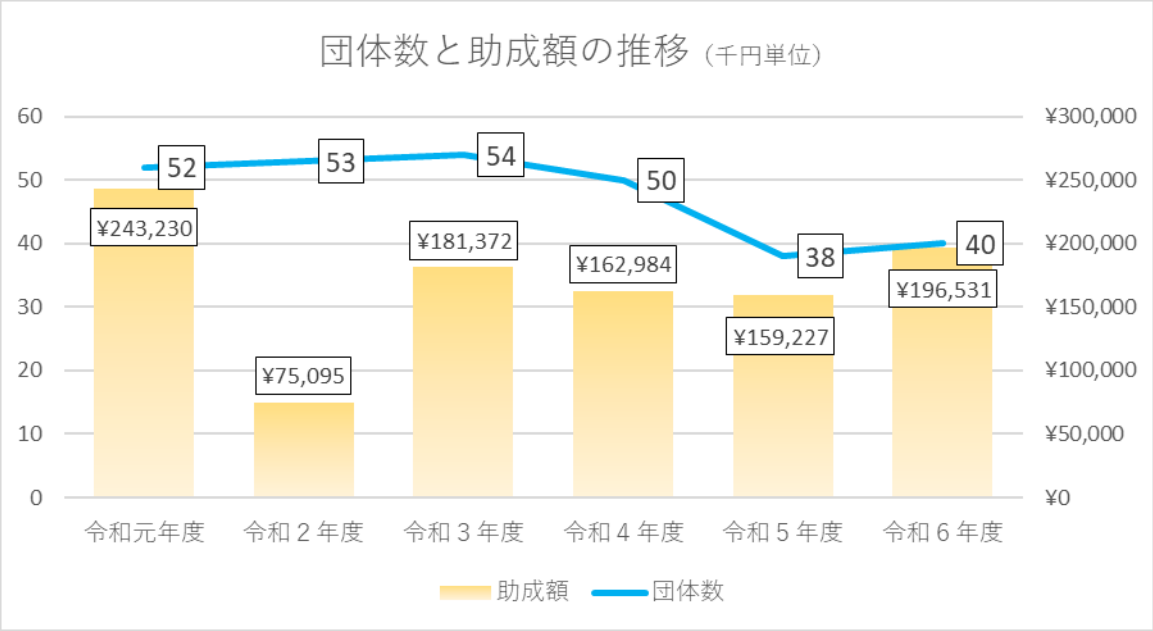

（2）子ども体験塾について

事業形態から継続事業の申請が多く、大半の事業が開始から 10 年を超えており、各地域における恒例行事として定着しつつある。事業の性質上、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受け、令和２～４年度までの間、年度途中で中止・縮小を余儀なくされる団体が多数あった。

連携自治体間で相互に自然体験事業や子どもたちの興味・関心を育む文化事業等が継続実施されており、住民の事業認知度や期待感は高い。また、本事業の目的である連携活動の活性化や多摩・島しょ地域の魅力向上、職員交流にも効果が見られる。

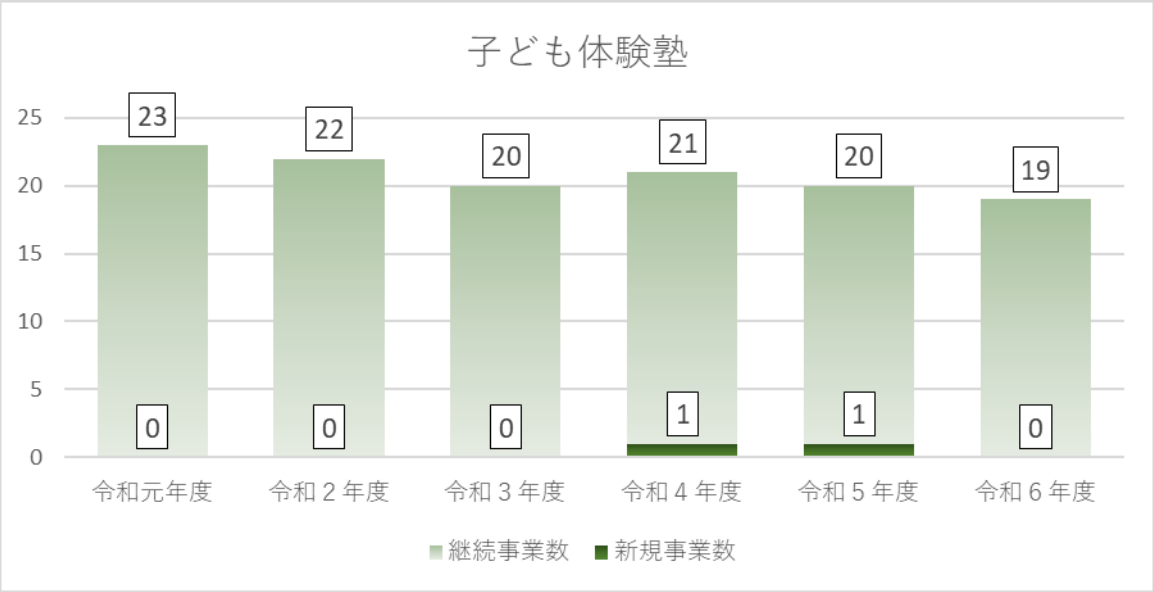

（３）観光振興連携活動について

平成 30 年度の事業創設から 5 年の助成年限を迎えた、令和 5 年度に事業数が大きく減少した。新規事業数については、令和 3 年度から毎年概ね 2 ～ 3 事業で推移している。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一時的に中断した事業があったものの、近年ではインバウンド回復の影響から新規事業も増加の兆しが見られる。より高い事業効果や助成期間後の事業継続を目指して、自治体間の連携にとどまらず、観光協会や地域の民間事業者等と連携して取り組む事業も複数見られる。

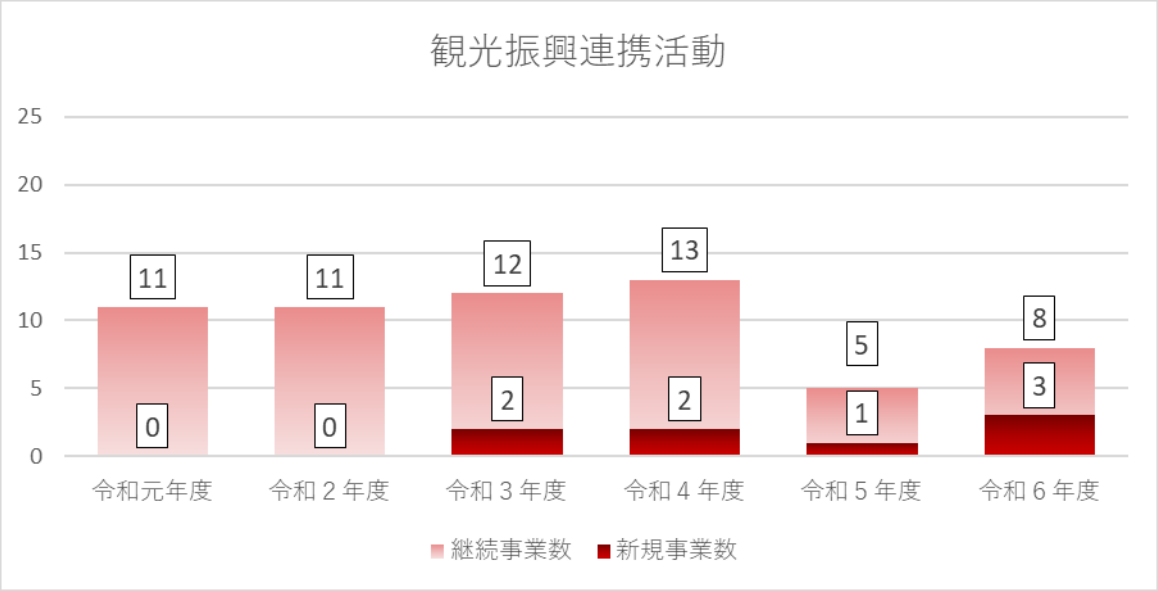

（4）一般連携活動について

助成期間４年目から助成率が減少するため、申請組織は概ね３年ごとに入れ替わるものの、毎年一定数の新規申請が出されるため、毎年約 20 事業程度への助成が続いていたが、近年はやや減少している。

事業内容として、行政のデジタル化、産官学民連携、性的マイノリティ支援、結婚支援など、世情や時機を捉えた多種多様な取組が見られ、自治体が抱える多様な行政課題に連携して挑戦する姿勢が伺える。

また、一部の自治体においては事業予算確保に当該助成金を活用するため近隣市との広域連携を積極的に模索している様子が見られた。

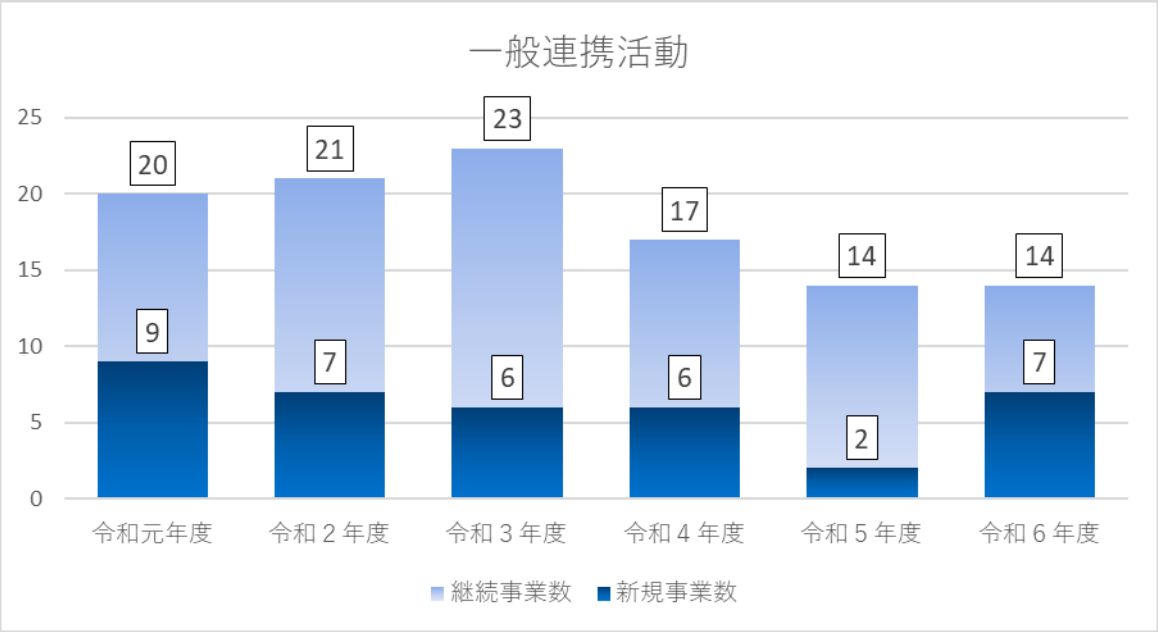

２　論点整理と考察

前述の事業実績に加え、前回検証以降の審査会・選定委員会委員からの指摘や各団体から事務局に寄せられた意見、事業全体を運営するうえでの課題などを踏まえ論点整理を行った。そのうえでアンケートや意見聴取、事務局内での議論により検証を行い、方向性を考察している。

なお、本検証報告書を受けた「今後の事業のあり方」は、令和６年７月 16 日の政策調査特別部会で決定され、同年７月 25 日の市長会議で報告を行った。

（１） 検証方法

① 自治体へのアンケート

令和５年 12 月 15 日～28 日に、下記３主体にアンケートを実施

ア 多摩 39 市町村の企画担当課 39 団体：39 件回答（100%）

イ 令和５年度交付決定事業の実施団体 38 団体：35 件回答（92.1%）

ウ 助成期間終了事業実施団体担当者（令和元年度～４年度）30 団体：27 件（90%）

② 役員市長、委員への意見聴取

ア 役員市長への意見聴取

令和６年６月 20 日～７月１日に 13 市長に意見聴取

イ 令和６年７月３日に審査会等委員（５名）にそれぞれ意見聴取を実施

・副会長

・有識者４人（審査会委員２人、選定委員２人）

（２） 考察結果

上記のアンケート、意見聴取を行い、事業実績、助成金交付実績等も踏まえ、事務局にて検証作業を実施した。

３ 本助成事業の効果と継続の必要性（論点と方向性）

本事業の「効果」と「継続の必要性」について、検証しておくことが必要である。

（１）自治体アンケートから得られた示唆

- 回答者の９割以上が「事業効果がある」と回答
- 実施困難な規模のイベントが実施可能となっている。事業実施における財政面でのハードルを下げている。職員の交流が促進されている。
- 島しょ部自治体は人員不足や自治体規模の違いがあり、連携事業に結びつきにくい。

（２）役員市長、委員からの示唆

【役員市長からの意見】

- スタートアップ、社会実験的な役割を意識し、本事業が進んでいくとよい。
- 事前周知を充実し、使いやすさも浸透させることで、この制度が各自治体にバランスよく

活用されるようになるとよい。

・　事業成果を高めるため、指標などをさらに意識し、事業に反映させるとよい。

【委員からの意見】

・　報告会に出席できなかった自治体にも成果を共有できるよう工夫できるとよい。

・　多摩格差がある中で、もっと本助成金を充実・活用してよいのではないか。

（３）今後の方向性

本事業に対する自治体の支持は厚く、ニーズの変化を踏まえつつ、運用面での改善を行いながら、引き続き実施する。

事業効果について（アンケート結果グラフ）

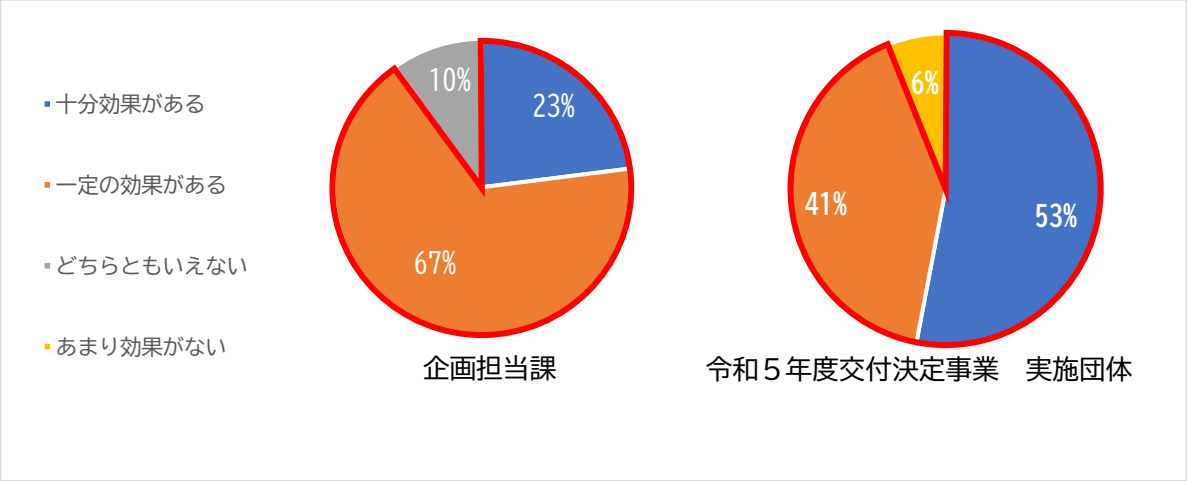

４　子ども体験塾の新規事業数について（論点と方向性）

近年、新規事業数が毎年０～１件と低調である。この状況に対し、増加策を講じる必要があるのではないか。

（１）自治体アンケートから得られた示唆

・　「広域連携を推進していく」と回答した自治体は 44%、「現状維持」と回答した自治体は 56%であり、新たな広域連携を積極的に推進しようという自治体は必ずしも多くない。

・　連携を推進したい内容として挙げられたものは以下のとおりであり、自治体が直面している課題解決を念頭に置いたものが多く、子ども体験塾に関するものはない。

例：関係人口、交流人口の増加／シティプロモーション／スポーツ／防災／交通／GX／シェアリングエコノミーなど

・　一方で、令和５年度子ども体験塾事業実施団体の約 95%（17 団体/18 団体）が本助成事業

の目的である連携活動の活性化等に効果があると回答しており、実施団体からの支持は厚い。

・　子ども体験塾以外の２事業は、助成年限があるため、事業終了に伴い別事業を検討する余地があるが、子ども体験塾は一つの事業が恒久的に実施可能であるため新規事業が生じにくいという側面もある。

（２）役員市長からの示唆

・　新規申請を促すため、内容や成果の共有を充実させるべき。ブロックごとで話してもよい。

・　連携強化のためには事業規模拡大を検討してもよいのではないか。

（３）今後の方向性

子ども体験塾の事業を活用している担当部署として、社会教育部門が多数あることを踏まえ、通知先の追加や附属協議会への広報等、事業の周知方法を工夫し、活用を促す。

５　同一市町村連携組織ごとの申請上限の妥当性について（論点と方向性）

同一市町村での連携数に申請の上限があることから、結果的に「申請ができない場合」や「小規模の連携（※)」が起きているのではないか。

※　ある取組は「A 市と B 市」、別の取組は「A 市と C 市」のように連携対象を分けざるを得ない状況

（１）自治体へのアンケートから得られた示唆

・　多くの自治体で申請上限があることを課題としては捉えていないが、一部課題として顕在化している、今後懸念されるといった意見もあった（２自治体)。

（２）役員市長、委員からの示唆

【役員市長からの意見】

・　同一市町村間の申請について、テーマが異なる場合の活用は認めてもよい。

【委員からの意見】

・　申請条件の緩和は、職員のやる気を後押しすることになると思う。

（３）今後の方向性

現状、多くの自治体で課題として認識はされておらず、小規模な連携を助長しているとまではいえないものの、今後一層の多様化が見込まれる行政課題に対応していくためには、本助成制度としても柔軟な対応が求められることから、一般連携活動に限り申請上限を撤廃し、同一市町村で構成された連携組織でも、複数の申請を可能（※）とする。

※　ただし、同一市町村間かつ同一部署間での連携組織による複数申請は不可

６　助成上限額の妥当性（論点と方向性）

子ども体験塾以外の区分では、連携自治体数が増えても助成上限額は変動しない。この状況下では、少数の自治体で連携したほうが、1 自治体に配当される助成金額が多いため、結果的に「小規模の連携」を助長してはいないか。

（1）自治体へのアンケートから得られた示唆

- 現状、多くの自治体で課題として認識はされておらず、小規模な連携を助長しているとまではいえない。
- 連携自治体数の多寡と事業効果は必ずしも比例しない。

連携組織数が助成上限額と比例するならば、より多くの自治体と連携したいと思うか
（アンケート結果グラフ）

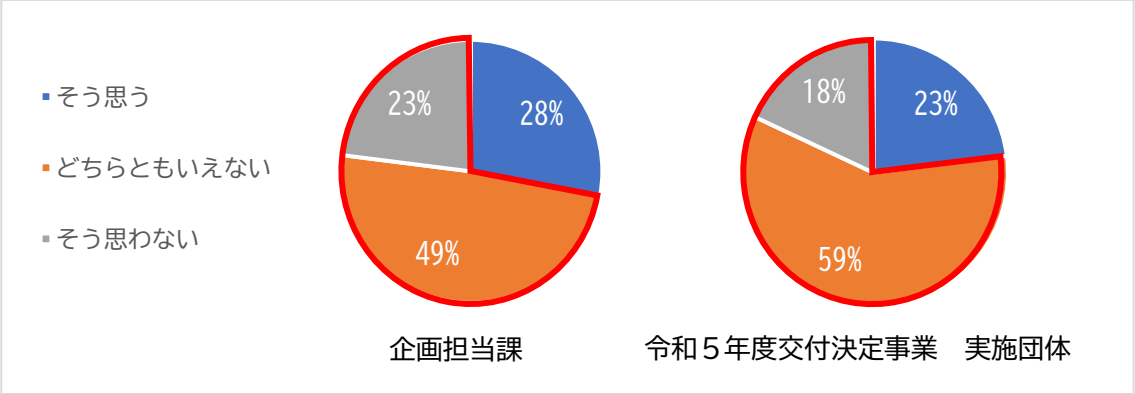

（2）今後の方向性

一般連携活動及び観光振興連携活動については、現状の定額の助成上限額を維持する。今後のニーズの変化を注視しつつ、継続的に検討する。

子ども体験塾については、「高度で大規模な感動体験の提供」を事業目的としていること、当該事業に参加することができる児童・生徒数に直結することを踏まえ、現状の連携組織の規模に応じた助成上限額を維持する。

7　助成期間終了後の実態把握について（論点と方向性）

審査会委員の「助成終了後の自走化を見据えて、民間活力等も取り入れながら取組を進めるべき」という意見を踏まえ、これまで申請様式の見直しなどにより、自走化に向けた道筋づくりを促してきたが、これに加え、助成終了後の活動の情報収集を行うべきではないか。

（1）自治体へのアンケートから得られた示唆

- 助成期間終了後も同程度の事業を維持することは、財源確保の観点から極めて困難
- 連携目的の達成や情勢変化、事業の性質により、必ずしも連携を継続する必要がない場合もある。

・　助成期間終了後も活動を継続している連携組織においては、クラウドファンディングなど多くが費用負担の生じない形での活動を行っている。

助成期間終了後の活動について（アンケート結果グラフ）

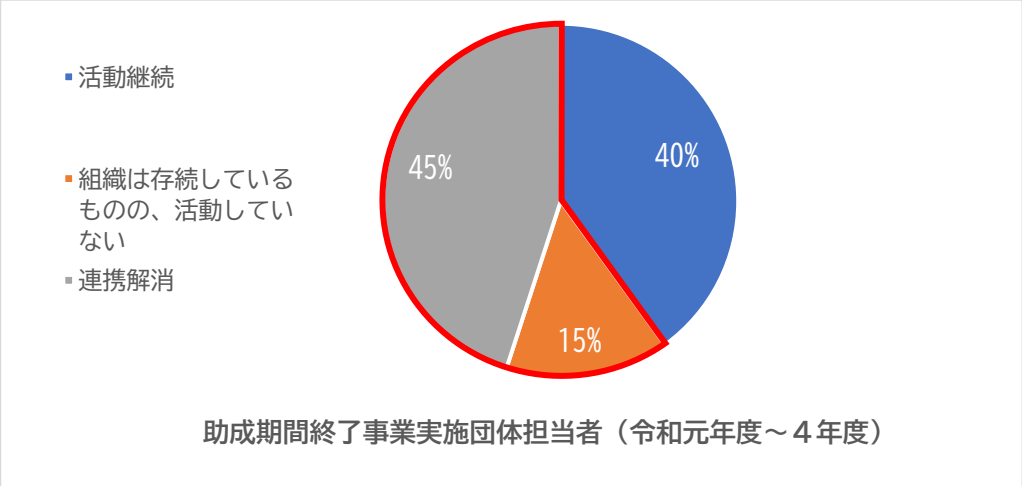

（２）役員市長、委員の意見からの示唆

【役員市長からの意見】

・　良い事業は助成期間の延長（再申請）や引継ぎなどを考えてもよい。

【委員等からの意見】

・　助成終了後の事業継続には、民間との共創も必要ではないか。

（３）今後の方向性

事業化されずとも何らかの形で連携事業のレガシーが継承されていくことが望ましく、事業開始後、早い段階で助成期間終了後の取組について具体的なイメージを持ってもらえるような仕組みづくりが必要である。

令和５年度申請から新設した、事業計画書の「助成期間終了後の展望」欄について、民間活力の活用等、助成期間終了後の構想を持った記載となっているかを確認し、適宜意識付けを行うとともに、今後も事業検証の際には、助成期間終了後の取組状況について調査を行う。

８　事業区分の妥当性（論点と方向性）

一般連携活動は事業テーマに特別な制限がないため、観光振興連携活動は一般連携活動の区分の一部とも捉えることもできることから、両事業区分の区別が不明確ではないか。

（１）事務局による検証

・　観光振興連携活動は、平成 28 年度から令和２年度まで実施した、市長会による政策提言「多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり」の具体化策として平成 30 年度に創設された

ものである。

・ 当時 2019 年のラグビーワールドカップや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、この機を逃すことなく、多摩・島しょ地域の魅力を強く国内外に発信し、交流人口増加による地域経済の活性化につなげるとともに、多様な主体による観光地域づくりの具体化を推進することで、多摩・島しょ地域における広域連携による観光振興事業の活性化を図ることを目指して創設された背景を有している。
・ 柔軟な事業展開を可能とするため、事業計画期間内での申請額の按分を認めているほか、安定的な事業実施を可能とするため、助成期間を通じて 10/10 の助成率とするなど、一般連携活動と比較して自治体が活用しやすい助成内容となっている。観光振興連携活動は、観光分野の事業特性を踏まえた助成内容となっており、一般連携活動とは一定の差別化がなされている。

表４　観光振興連携活動と一般連携活動の比較

区分		助成率	助成上限額	備考
観光振興連携活動		10/10	500万円※	※５年事業の場合、総額2500万円を助成期間内で各年度に按分可能
一般連携活動	１～３年	10/10	500万円	
	４・５年	1/2	250万円	

・ ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック後も、毎年新規事業が申請されており、当該事業区分は依然として一定のニーズがあり、いわゆるコロナ禍の収束を受け、インバウンドを含めた観光振興事業へ関心が高まっている。

（２）役員市長の意見からの示唆

【役員市長からの意見】

・ 今後新たな事業区分を設ける場合は、その時代をリードするものがよい。

（３）今後の方向性

現時点で積極的に一般連携活動に統合していく必要性は低いと考えられるため、現状の事業区分を維持する。

今後、市長会の政策提言事業を展開する中で新たな事業区分の創設が検討され、かつそれにより本助成事業における事業区分が乱立し、助成制度としての明瞭さを欠くことが懸念される場合に事業区分の統合・再編を検討する。

９　事業審査体制の妥当性（論点と方向性）

観光振興連携活動については、選定委員会と審査会の２度審査されており、一般連携活動と子ども体験塾については、事業実施年度の４月に審査会に諮ることとなるが、審査会での指摘事項を事業に反映することは実態として困難である。

以上のことから、両会議体の役割分担、実施時期等について見直してはどうか。

（１）事務局による検証

- 選定委員会は、観光振興連携活動の事業区分創設に際し、効果的な事業実施と適切な助成金活用を図るための事前審査の場として設置された経過があるが、創設から６年が経過し、現状、他の事業区分と審査体制を区別する明確な必要性はない。
- 連携事業をより実効性の高いものとするには、全ての事業区分において、事業実施前年度の段階で有識者等による助言を受け、事業に積極的に反映することが望ましい。

（２）今後の方向性

令和７年度申請事業から、選定委員会を廃止し、審査会に一本化する。また、審査会における委員意見を事業に活かすため、審査会の開催時期を４月から前年度の 11 月下旬から 12 月上旬頃に繰り上げる。

その際、審査対象の事業区分拡大に対応するため、選定委員会の委員を審査会の委員に統合し、審査会の有識者等を最大４名体制とする。

表５　事業審査体制の変更（対照表）

	変更前	変更後
開催時期	●選定委員会：事業実施前年度 12 月 ○審査会：事業実施年度４月	○審査会 事業実施**前年度の 11 月下旬から 12 月上旬**
付議案件	●選定委員会 【個別審査】観光新規事業 【一括審査】観光継続事業 ○審査会： 【個別審査】子ども・一般（新規事業） 【一括審査】子ども・観光・一般（継続事業）	○審査会 【個別審査】子ども・**観光**・一般新規事業 【一括審査】子ども・観光・一般継続事業
委員構成	●選定委員会 有識者２名、市長会事務局長、町村会事務局長、市長会事務局次長、町村会事務局次長 ○審査会 市長会の代表、町村会の代表、学識経験者２名、市長会事務局長、町村会事務局長	○審査会 市長会の代表、町村会の代表、**有識者４名以内、**市長会事務局長、町村会事務局長

10　好事例の共有と横展開に向けた手法の改善（論点と方向性）

事例の共有方法として、実績報告書の作成・公開と事業報告会の開催を実施しているが、事業効果の他地域への波及、広域連携の更なる発展等の観点から改善を検討してはどうか。

（1）自治体へのアンケートから得られた示唆

- 令和５年度事業実施団体における実績報告書、事業報告会の認知度は 90%以上であり、約 60%が事業内容検討の参考にしている。
- 情報共有を期待する主な内容として以下の４点があげられた。
  ①連携開始の経緯／②構成自治体間での役割分担／③事業の実施手法／
  ④連携して実施したことによる意義
- 情報共有の手法としては、メールやオンライン会議等、自治体側の手間がかからない手法を希望する意見が多数であった。

（2）役員市長、委員等の意見からの示唆

【役員市長からの意見】

- 人口減少を見据え、多摩地域の振興や同じ行政課題に取り組むため、近隣自治体に留まらない連携を推進する契機となればよい。

【委員等からの意見】

- 事業報告会に出席できなかった自治体にも成果を共有できるよう工夫できるとよい。

（3）今後の方向性

実績報告書の公開と事業報告会開催による情報共有は引き続き実施する。その際の資料等について、事業内容や成果報告だけでなく、事業実施体制の部分にもフォーカスするなど、自治体が把握したい情報を網羅できるよう、様式・フォーマットの改善を行う。

本助成事業の広報に当たっては、周知先や手法を工夫することで積極的な活用を促す。

11　今後の事業の方向性（主要変更点まとめ）

ここまでの検証から得られた、今後の事業の方向性について主要な点をまとめる。

（1）一般連携活動における申請上限の緩和

今後の行政課題の多様化を見据え、複数の課題に対し広域連携により取り組むことができるよう、同一市町村で構成された連携組織であっても、対象とする課題が異なる場合には、複数申請することができるようにする。

（2）事業審査体制の改善

選定委員会を廃止し、審査会に一本化するとともに、審査会の開催時期を事業実施前年度の11～12 月頃に前倒し、全事業区分の新規事業について委員からの助言をいただくことができるようにすることで、連携事業の内容充実を図る。

（３）周知広報の充実

本助成事業の更なる活用を促し、広域連携を活性化するため、周知広報の相手方・内容等を工夫する。

広域連携の活性化や優良事例の横展開促進に向けて、各連携組織の具体的な活動実態についても周知できるよう、実績報告書や事業報告会の様式・フォーマットを工夫する。

おわりに～さらなる自治体間の連携を目指して

人口減少時代において、自治体における財政や職員体制の維持・確保が今後更に厳しくなることが見込まれるなか、行政サービスを維持していくためには、スケールメリット
を活かした自治体間の連携が１つの重要な要素となる。

市長会事務局としては、各自治体の積極的な連携の取組を引き続き支援するとともに、取組を通して得られた成果や知見を共有することで、多摩・島しょ地域の更なる活性化や魅力向上、交流の促進につなげていきたい。

参考資料

参考資料１　多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱（令和４年８月 29 日施行）

参考資料２　市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱（令和２年 10 月１日施行）

参考資料３　市町村共同事業助成事業選定委員会設置及び運営要綱（令和２年 10 月１日施行）

参考資料１

多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱

（総則）

第１条　この要綱は、東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村に対して、多摩・島しょ広域連携活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　助成金は、多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、並びに市町村職員の交流及び人材育成、ひいては多摩・島しょ地域の魅力を高めることを目的とする。

（事務の委任）

第３条　町村会は、本要綱に係る事務の執行については、市長会に委任する。

（助成対象者）

第４条　助成対象者は、連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。）とする。

２　連携組織には、企業、学校、ＮＰＯ等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。

３　助成金の申請者は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村長の代表とする。

（助成対象事業等）

第５条　助成対象事業は、連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村自らが企画・立案し、独自性が表れたもの、かつ連携組織が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、市長会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業とする。

２　助成対象事業は、別表１のとおり区分する。

３　助成金の交付を受けようとする同一市町村で構成される連携組織は、毎年度、前項で規定した区分ごとに、１件に限り助成金を申請することができる。ただし、多摩･島しょ地域の全市町村、多摩地域の全市町村、多摩地域の全市、多摩地域の全町村、東京都の全町村及び島しょ地域の全町村で構成された連携組織は除く。

４　前項に定める申請のうち第２項に定める区分中、観光振興連携活動の区分に該当する事業の申請については、別に定める事業選定委員会の審査を受け、選定されたものに限る。

（助成年限）

第６条　第４条に規定する連携組織に対する助成は、前条第２項に規定する観光振興連携活動及び一般連携活動においては５年を限度とする。

（助成対象経費及び助成金の額）

第７条　助成対象経費、助成金の額及びその上限は、一連携組織につき別表２のとおりとする。

（交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、毎年度、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

（１）多摩・島しょ広域連携活動助成金交付申請書（様式１）

（２）多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書総括表（様式２）

（３）多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式３の１、様式３の２、様式３の３）

（４）多摩・島しょ広域連携活動助成金事業歳入歳出予算見積書抄本（様式３の４）

（５）連携組織の規約等

（６）その他会長が必要と認める書類

２　第５条第２項に定める区分のうち、観光振興連携活動及び一般連携活動について助成金の交付を受けようとする申請者は、概ね５年程度で一定の成果を見込める事業計画を立案し、毎年度、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式３の３）を提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第９条　会長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

２　会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付・不交付決定通知書（様式４）により通知する。

（助成事業の遂行）

第１０条　前条第２項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第８条の規定により提出した事業計画（以下「事業計画」という。）に従い、連携組織を構成する市町村等の職員が連携し、協力して事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更及び連携組織を構成する一部の団体のみによる事業の遂行は、認めないものとする。

（助成事業の変更）

第１１条　第９条第２項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更（各事業において交付決定額の３０％以内の額の変更を除く。）の必要が生じたときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付申請書（様式５）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業変更計画書総括表（様式６）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式３の１、様式３の２、様式３の３）及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

３　会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付・不交付決定通知書（様式７）により通知する。

４　前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第１項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

（申請の取下げ）

第１２条　第９条第１項の規定による交付決定又は前条第２項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島し

ょ広域連携活動助成金取下申請書（様式８）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下承認通知書（様式９）により通知する。

（軽微な変更の届出）

第１３条　第１１条第１項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により会長に届け出なければならない。

（実績報告）

第１４条　被交付決定者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金実績報告書（様式１０）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調書総括表（様式１１）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調書（様式１２の１、様式１２の２）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他会長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第１５条　会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ広域連携活動助成金確定通知書（様式１３）により被交付決定者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第１６条　被交付決定者は、前条第１項の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ広域連携活動助成金請求書（様式１４）（以下「助成金請求書」という。）を別に定める日までに会長に提出しなければならない。

２　助成金の交付は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の代表市町村とする。

３　会長は、第１項の助成金請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

（助成金の管理執行）

第１７条　助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に基づいて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第１８条　会長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

（２）事業の実施に際して、法令に違反したとき

（３）本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

２　前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

３　助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに会長に返還しなければならない。

（事務の所管）

第１９条　この要綱に基づく事務は、市長会事務局企画政策室が所管する。

（事業への協力）

第２０条　町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会は、市長会から事務の執行に際し、協力の依頼が有った場合は、協力するものとする。

（補則）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則　（略）

附　則

この要綱は、令和４年８月２９日から施行する。

別表１（第５条第２項関係）

区　分	内　　容
子ども体験塾	第５条第１項に規定する事業であって、子ども（１８歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業
観光振興連携活動	第５条第１項に規定する事業であって、上記を除く事業のうち、観光振興に資する事業
一般連携活動	第５条第１項に規定する事業のうち、上記２区分に該当する事業を除く事業

別表２（第７条第１項関係）

区分	連携組織の規模	助成対象経費	助成金の額	助成上限額
子ども体験塾	市町村の数が８以上又は市町村の人口の合計が６０万人以上	助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に係る国、東京都及びその他団体等からの助成金等を控除して得た経費	下記のうち、いずれか少ない額 ①助成対象経費の８／１０ ②当該事業の実施に伴う支出額から収入額を控除して得た額	年間 １,２００万円
	市町村の数が５以上８未満又は市町村の人口の合計が３０万人以上６０万人未満			年間 ８００万円
	上記以外			年間 ５００万円

観光振興連携活動	一律	助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費。 ただし、備品購入費について、会長が必要と認めたものについてはこの限りではない。	助成対象経費の１０／１０	５００万円×事業計画年数（最長５年） ただし、各年度毎に申請できる金額は、年間１，０００万円までとする。
一般連携活動	一律	助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費	①交付開始後、3年間 助成対象経費の１０／１０ ②交付開始後、4年目から５年目 助成対象経費の１／２	①年間 ５００万円 ②年間 ２５０万円

（注１）市町村の数：連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村の数とする。

（注２）人口：申請年度前年の９月１日現在の住民基本台帳による人口とする。

参考資料２

市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

（設置）

第１条　東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）は、市長会及び町村会が多摩・島しょ地域の魅力を高めるために実施する助成金の交付にあたり、その適否を審査させるため、市町村共同事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（事務の委任）

第２条　町村会は、本要綱に係る事務の執行について、市長会に委任する。

（所掌事務）

第３条　審査会は、市長会会長の求めに応じて対象事業の内容を審査し、助成金申請者に対し必要に応じて事業実施に係る助言を行うとともに、市長会会長に助成金交付の適否について報告する。

（組織）

第４条　審査会は、市長会会長を除く次に掲げる６名の委員をもって組織する。

（１）市長会の代表　１名

（２）町村会の代表　１名

（３）学識経験者　２名

（４）市長会事務局長

（５）町村会事務局長

２　委員は、市長会会長が委嘱する。

３　委員の任期は、委嘱の日から２年とし、再任を妨げない。

４　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査会の会長等）

第５条　審査会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、前条第１項第１号に掲げる委員をもって充てる。

３　副会長は、前条第１項第２号に掲げる委員をもって充てる。

４　会長は審査会を代表し、会務を総括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、必要に応じて審査会を招集する。

２　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（委員報酬等）

第７条　第４条第１項第３号に規定する委員については、東京都市長会附属協議会に対する補助金交付要綱（平成１１年４月１日施行）第３条第３号の基準に準じて報酬等を支給する。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、市長会事務局企画政策室において処理する。

（事業への協力）

第９条　町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）は、市長会から事務の執行に際し協力の依頼があった場合は、協力するものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長会会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際に、調査会の市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱（平成２２年４月１日施行）第３条第２項の規定により、委員に委嘱されている者については、第４条第２項の規定に係らず、委員に委嘱したものとみなす。この場合の委員の任期は、第４条第３項の規定に係らず、平成２８年４月３０日までとする。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

参考資料３

市町村共同事業助成事業選定委員会設置及び運営要綱

（設置）

第１条　東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）は、市長会及び町村会が多摩・島しょ地域の魅力を高めるために実施する助成金の交付申請にあたり、市町村共同事業審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すべき事業を選定するため、市町村共同事業助成事業選定委員会（以下「事業選定委員会」という。）を設置する。

（事務の委任）

第２条　町村会は、本要綱に係る事務の執行について、市長会に委任する。

（所掌事務）

第３条　事業選定委員会は、市長会会長の求めに応じて対象事業の内容を審査し、審査会に付すべき事業を選定する。また、選定結果について、市長会会長に報告する。

（組織）

第４条　事業選定委員会は、次に掲げる６名の委員をもって組織する。

（１）有識者　２名

（２）市長会事務局長

（３）市長会事務局次長

（４）町村会事務局長

（５）町村会事務局次長

２　委員は、市長会会長が委嘱する。

３　委員の任期は、委嘱の日から２年とし、再任を妨げない。

４　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事業選定委員会の会長等）

第５条　事業選定委員会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、前条第１項第２号に掲げる委員をもって充てる。

３　副会長は、前条第１項第４号に掲げる委員をもって充てる。

４　会長は事業選定委員会を代表し、会務を総括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、必要に応じて事業選定委員会を招集する。

２　事業選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　事業選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、事業選定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（委員報酬等）

第７条　第４条第１項第１号に規定する委員については、東京都市長会附属協議会に対する補助金交付要綱（平成11年４月１日施行）第３条第３号の基準に準じて報酬等を支給する。

（庶務）

第８条　事業選定委員会の庶務は、市長会事務局企画政策室において処理する。

（事業への協力）

第９条　町村会は、市長会から事務の執行に際し協力の依頼があった場合は、協力するものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、事業選定委員会に関し必要な事項は、市長会会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 29 年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年10月１日から施行する。

令和７年３月

令和６年度多摩・島しょ広域連携活動助成事業の検証について

発　　行　　東京都市長会
住　　所　　〒183-0052 東京都府中市新町 2-77-1　東京自治会館内
電　　話　　042-384-6396
メ ー ル　　kikaku@tokyo-mayors.jp